

平成 31 年度 事業計画

社会福祉法人 倉吉市社会福祉協議会

基本方針

私たちは、住み慣れた地域でいつまでもいきいきと笑顔で暮らし続けたいと願っています。

そのためには、健康であり続けながら、住民同志が顔の見える関係で、困ったときにはいつでも声を掛けあい、助け合える、おたがいさまの関係づくりが必要です。

平成31年3月に策定した第4期倉吉市地域福祉推進計画では、「誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現」を基本原則とし、①小地域福祉活動の推進、②人権・福祉学習・担い手づくり、③包括的支援体制の構築を重点的な取り組みとして掲げました。

私たちは、第4期倉吉市地域福祉推進計画の目標に向け、住民が主体的に地域課題の解決を試みるための体制づくりを進めるとともに、地域の生活課題を「他人事」から「我が事」として受け止める住民一人ひとりの福祉意識や人権意識を高めるための取り組みを行います。

また、支援を必要とする人に早期に気づき・支援するための仕組みづくりを進めるとともに、多様な生活課題を抱える世帯を「丸ごと」受け止め、住民と専門職が協働して、複合課題に対応できる包括的支援体制の構築に努め、「だれもが安心して暮らせる福祉のまち」の実現に向けた取り組みを展開してまいります。

さらに、各事業を円滑かつ効果的に進めるために、人の気持ちを受け止めることのできる人間性に併せ、広い視野と専門性、実践力を備えた職員の育成に取り組んでいきます。

重点目標

1. 地域共生社会の実現と地域福祉活動の推進
2. 災害に強いまちづくりの推進
3. 相談支援事業の推進
4. 介護保険事業等の安定経営
5. 広報活動の推進
6. 職員の資質の向上
7. 自己財源の確保と財政基盤の整備

事業計画

1. 組織体制と財政基盤の整備

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) 理事会の開催 | (5・6・12・3月) |
| (2) 評議員会の開催 | (6・3月) |
| (3) 監事会の開催 | (5・11月) |
| (4) 正副会長会の開催 | (随時) |
| (5) 評議員選任・解任委員会の開催 | (随時) |
| (6) 部会の開催 | |
| ・総務財政部会 | (随時) |
| ・地域福祉部会 | (随時) |
| ・在宅福祉部会 | (随時) |
| (7) 行政・企業等との連携強化 | |
| ・顧問会議の開催 | |
| ・関係部署との情報交換 | (随時) |
| ・企業等の社会貢献活動支援と連携 | |
| (8) 苦情解決委員会の開催 | |
| ・苦情、要望等の対応や改善の検討 | (随時) |
| (9) 法人登記 | |
| ・資産総額及び事業の変更登記 | (6月) |
| (10) 財源の確保と経営強化 | |
| ・会員の拡充 | |
| 新・賛助会員向けセミナーの開催 | |
| 新・ファンドレイジングの強化 | |
| ・経営コンサルティングによる組織強化 | |
| ・業務継続計画（BCP）の策定 | |
| (11) 役職員研修等の実施と参加 | |
| ①内部研修の実施 | |
| ②外部研修への参加 | |
| (12) 職員の健康管理 | |
| ・職員健康診断の実施 | (5～6月) |
| ・ストレスチェックの実施 | (7～8月) |
| ・職員健康相談の実施 | (随時) |
| ・衛生委員会の開催 | (月1回) |

(13) 広報事業の推進

①広報活動の推進

- ・ 広報紙「しあわせ」の発行 (毎月1回)
- ・ 点訳広報紙の発行 (毎月1回)
- ・ ホームページの管理と充実 (随時)
- ・ フェイスブックページの管理と充実 (随時)

②第60回倉吉市社会福祉大会の開催 (10月)

- ・ 表彰、シンポジウム、講演の実施

2. 社会福祉法人の「地域における公益的取組」の推進

(1) 社会福祉法人の「地域における公益的取組」の連携

(2) 社会福祉法人等意見交換会の開催 (7月)

3. 地域福祉活動の推進

(1) 小地域福祉活動の推進と地区社会福祉協議会との連携

①ふれあい・いきいきサロン事業の推進

- ・ 新規立ち上げ費用の助成 (随時)
- ・ 継続費用の助成 (7月)

②小地域福祉ネットワークづくり事業の推進

- ・ 小地域福祉活動研修会の開催 (2月)
- ・ 地区社協への事業費補助 (随時)

③地区社協「地域福祉活動計画」策定の推進

- ・ 地区社協「地域福祉活動計画」の策定支援 (随時)

④災害時における支え愛地域づくり推進事業の推進

- ・ 実施自治公民館への事業費補助と活動支援 (随時)

⑤あったかハート♥おたがいさま事業の推進

- ・ 実地自治公民館への事業費補助と活動支援 (随時)

(2) 地区社協活動の支援と連携強化

- ・ 地区社協への運営費補助 (7月)
- ・ 地区社協連絡協議会事務局の運営 (年6回)
- ・ 地区社協事業等への協力と地区担当職員の配置 (随時)

(3) 地区福祉懇談会の開催支援

- ・ 各地区社協の福祉懇談会の開催支援 (9～10月)

(4) 生活支援体制整備受託事業の実施

- ・ 啓発研修の実施
- ・ 地域資源や課題の把握と担い手養成

- ・地域の集いの場づくりの推進
 - ・生活支援・介護予防活動の推進
- (5) 倉吉市民生児童委員連合協議会との連携と助成
- ・市民協及び地区民協との連携による関連事業の推進
 - ・研修、活動事業への補助 (7月)
- (6) 高齢者福祉活動の推進
- ①福祉協力員活動の推進
- ・地区代表者会の開催 (8月)
 - ・地区研修会等への協力 (随時)
- ②おたがいさま見守り事業の推進
- ア.ふれあい給食サービス事業の推進
- ・地区社協への事業費補助 (4月)
 - ・給食サービスボランティア研修会の開催 (6・7月)
 - ・地区責任者連絡会の開催 (2月)
 - ・配食用容器、消耗品の配付 (4月)
- イ. 会食・交流事業の推進
- ・地区社協への事業費補助と活動支援 (随時)
- ③倉吉市老人クラブ連合会活動への協力と助成
- ・ペタンク大会の共催 (6月)
 - ・諸事業への協力と事務局の運営
- (7) 障がい児・者福祉活動の推進
- ①倉吉市身体障害者福祉協会活動への協力
- ・諸事業への協力と事務局の運営
- ②倉吉市手をつなぐ育成会活動への協力
- ・諸事業への協力と事務局の運営
- ③倉吉市精神障がい者家族会活動への協力
- ・諸事業への協力と事務局の運営
- (8) 児童・青少年福祉活動の推進
- 準要保護児童・生徒への支援
- ・修学旅行費用の一部助成 (随時)
- (9) 母子・父子福祉活動の推進
- ①倉吉市母子寡婦福祉連合会活動への協力
- ・諸事業への協力と事務局の運営

- (10) 高齢者・障がい者関係団体等事業の推進
 ・福祉団体連絡会の開催 (6・2月)
- (11) 倉吉市社会福祉施設連絡協議会活動への協力
 ・諸事業への協力及び事務局の運営
- (12) 倉吉市ボランティアセンター事業の実施
- ①ボランティア活動の情報提供
 ・広報紙「しあわせ」での広報 (月1回)
 ・ホームページ・フェイスブックでの広報 (随時)
- ②小学生夏休み地域活動体験の開催 (7～8月)
- ③中学生夏休みボランティア体験の開催 (8月)
- ④ボランティアフェスティバルの開催 (11月)
- ⑤ボランティア活動助成事業の実施
 ・ボランティア活動助成委員会の開催 (6月)
 ・ボランティアグループへの助成 (6月)
- ⑥ボランティア活動の推進
 ・個人ボランティア、ボランティアグループの活動支援
 ・倉吉市ボランティア連絡協議会との連携
 ・NPO、企業等との連携
- ⑦ボランティアセンター運営委員会の開催 (6月)
- ⑧ボランティア活動体験事業(高校生・社会人)の共催 (7～12月)
- ⑨研修の実施と参加
 ・ボランティア研修
 ・防災士研修講座等の受講
- (13) 福祉教育事業の推進
- ①倉吉市福祉教育推進連絡協議会との連携
- ②福祉教育実施校への活動協力と助成
 ・小学校13校、中学校5校、高等学校5校、
 特別支援学校1校へ補助 (随時)
- ③福祉教育の広報・啓発活動の協力
 ・「福祉教育学校活動実践集」の発行 (3月)
- (14) 更生援護活動の推進
- ①災害見舞事業の実施
 ・災害罹災者への見舞金の贈呈
- (15) 福祉機具貸出事業の実施
 ・車イスの貸出 (随時)
- (16) 福祉バス事業の運営
- ①安全運行と保守管理
- ②運営委員会の開催 (11月)

4. 共同募金助成事業の推進

(1) 共同募金助成事業の推進

- ・地域福祉活動事業他の実施

(2) 歳末たすけあい募金助成事業の推進

- ・助成事業の実施
- ・助成委員会の開催

(10・11月)

5. 相談支援事業の推進

(1) 倉吉市総合相談所事業の推進

①相談所の開設

- ・法律相談 第1火曜日・第4金曜日
- ・公証相談 第3木曜日

(年24回)

(年12回)

(2) 生活困窮者自立支援受託事業の実施

①自立相談支援事業の実施

- ・生活困窮に係る相談支援
- ・支援調整会議の開催

(随時)

②家計改善支援事業の実施

- ・家計管理に係る相談支援

③倉吉くらしの応援団事業の実施

- ・生活困窮者への各種支援
- ・居場所づくり「まいペース」の実施
- ・倉吉子ども食堂連絡会の連絡・調整
- ・制服等リユース事業の実施
- ・サンタ訪問の実施

(週1回)

(12月)

④生活困窮者自立支援ネットワーク会議の開催

(年1回)

(3) 日常生活自立支援受託事業の実施

①判断能力が不十分な人への日常的金銭管理他のサービス提供

- ・内部審査会の開催

(月1回)

②生活支援員の確保及び連絡会の実施

- ・生活支援員連絡会の開催

(年1回)

③内部検査の実施

(年2回)

(4) 成年後見事業の実施

①成年後見人等の受任

- ・成年後見に係る相談支援
- ・運営委員会の開催

(随時)

- ・後見補助員及び市民後見人のフォローアップ

②市民後見人養成研修受託事業の実施

- ・啓発研修、養成研修の開催
- ・実行委員会の開催
- ・市民後見人登録者のフォローアップ

(5) 民生資金貸付事業の実施

①民生資金の貸付

- ・低所得世帯への緊急かつ一時的に必要な資金の貸付
- ・滞納者への督促

(随時)

(6) 生活福祉資金貸付事業の実施

①生活福祉資金の貸付

- ・低所得世帯他への貸付の相談と支援

(随時)

6. センター運営事業の推進

(1) 倉吉福祉センターの管理運営

- ・センター設備、備品の管理
- ・センターの貸出と利用促進
- ・消防総合訓練の実施

(年1回)

(2) 倉吉市高齢者生活福祉センター指定管理の受託

- ・センター設備、備品の管理
- ・センターの貸出と利用促進
- ・居住部門利用者の生活支援
- ・消防総合訓練の実施

(年2回)

7. 介護保険事業の運営

(1) 居宅介護支援事業の実施

(2) 訪問介護事業の実施

(3) 通所介護事業の実施

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防訪問介護相当サービス）の実施

(5) 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防通所介護相当サービス）の実施

(6) 介護職員の処遇改善の実施

8. 障害者総合支援事業の運営

(1) 身体障害者訪問介護事業の実施

(2) 知的障害者訪問介護事業の実施

(3) 児童訪問介護事業の実施

(4) 精神障害者訪問介護事業の実施

(5) 重度訪問介護事業の実施

(6) 同行援護事業の実施

- (7) 地域生活支援事業の実施
- (8) 重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業
- (9) 基準該当生活介護事業の実施
- (10) 介護職員の処遇改善の実施

9. 居宅介護等受託事業の運営

- (1) 配食サービス事業の実施
 - ・ 独居・高齢者世帯へ食事を届け安否確認
- (2) 倉吉市包括的支援事業の実施
 - ・ 総合相談業務の推進
 - ・ 介護予防ケアプランの作成
 - ・ 介護予防・日常生活支援総合事業ケアプランの作成
 - ・ 権利擁護業務の推進
 - ・ 地域・関係機関とのネットワークづくり
- (3) 緊急通報システム設置事業の実施
 - ・ 24時間体制での相談の対応や通報
 - ・ 安否確認の実施
 - ・ 機器の管理
- (4) 介護予防教室事業の実施
 - ・ 各自治公民館、サロン等での介護予防教室の開催
- (5) 認知症予防教室事業の実施
 - ・ 自治公民館等での認知症予防教室の開催
- (6) 認知症絵本教室事業の実施
 - ・ 小学校での絵本教室の開催

10. 祭壇貸出事業の推進

- (1) 葬儀用祭壇貸出事業の実施
 - ・ 本所 仏式祭壇3基、神式祭壇1基の貸出と保守
 - ・ 支所 仏式祭壇2基、神式祭壇1基の貸出と保守

11. 団体等事務局の運営

- (1) 倉吉市共同募金委員会
- (2) 日本赤十字社鳥取県支部倉吉市地区
- (3) 倉吉市地区社協連絡協議会
- (4) 倉吉市老人クラブ連合会
- (5) 倉吉市身体障害者福祉協会
- (6) 倉吉市手をつなぐ育成会
- (7) 倉吉市精神障がい者家族会
- (8) 倉吉市母子寡婦福祉連合会
- (9) 倉吉市社会福祉施設連絡協議会

12. 顕彰

(1) 倉吉市社会福祉協議会会長表彰

①表彰・感謝・褒賞の実施

(2) 国・県・全社協・県社協への進達

①厚生労働大臣表彰

②鳥取県知事表彰

③全国社会福祉協議会会長表彰

④鳥取県社会福祉協議会会長表彰